

令和6年度

日立市 大久保交流センター

「ギャラリー」使用のきまり

(注記) 本紙は、別紙「大久保交流センター 使用のきまり」の9項(6)を補完するものである。本紙に記載のない事項は別紙「大久保交流センター 使用のきまり」に準じる。

目次

- 1 利用できる人
- 2 開館している時間
- 3 休館日
- 4 利用団体の登録
- 5 利用方法
- 6 利用者の心得
- 7 駐車場の利用について
- 8 利用者の注意事項
- 9 定めのない事項等について

1 利用できる人

- (1) 原則として日立市民及び日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できない。
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
 - ② 営利を目的と認められるとき。(個人の教室、塾的なものを含む)
 - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
 - ④ その他、管理上支障があるとき。

2 開館している時間

午前9時から午後9時までとする。

3 休館日

年末年始休館日(12月29日～1月3日)

夏季休館日(8月13日～8月15日)

その他、臨時に休館する場合がある。

4 利用団体の登録

- (1) 使用する団体は『利用団体登録申請書』を提出する。
(原則、年間使用回数は1回)
- (2) 利用できる団体を構成する人数は、概ね5名以上とする。

5 利用方法

- (1) 申込み方法
窓口『ギャラリー専用使用申請書』を提出する。
《受付業務は午前9時から午後9時までとする》
- (2) 登録内容の変更
登録内容(会員・代表者・活動日・駐車場減免・他)に変更が生じた場合は、すみやかに『変更届』を提出する。
<変更内容の適用日は、変更届が提出された日からとする>

(3) 申込み受付期間

- ① 運営委員会が必要と認めた団体 【使用日の6ヶ月前】
※ 学区内団体（学校関連・子ども会等）
- ② 運営委員会が承認した団体
 - a 利用団体登録をしている団体…………… 【使用日の3ヶ月前】

(4) 利用の制限

- ① 1回の利用日数は、展示品の搬入・搬出を含め原則7日以内とする。
尚、公共の行事を最優先とし、予約後に変更をお願いすることもある。
- ② 利用回数は、原則年1回とする。

(5) 利用時間の区分

午前9時から午後9時

6 利用者の心得

- (1) 備品（パネル・ポール・机・椅子・フック・ウェイト等）を使用する場合は、使用申請書と使用報告書の初日と最終日に記入し提出する。
- (2) パネル等の設置範囲は、指定されたギャラリーの範囲内にする。
- (3) 使用終了後に行うこと
 - ①使用後は清掃し、ゴミは持ち帰る。
 - ②使用責任者は、『使用報告書』を毎日窓口に提出する。
※ 初日（設営後）と最終日（解体後）は、掃除機をかける。
- (4) テーブル・椅子等の備品を使用の際は、決められた場所に戻す。
- (5) ギャラリーは、多賀支所・多賀市民会館が隣接する場所なので、他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎む。（大きな物音や大声など）
- (6) 使用日時等を変更又は、中止する場合は事前に連絡する。
- (7) 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は、速やかに事務室に報告すること。修繕・修理の費用は破損した当事者の負担とする。

7 駐車場の利用について

- (1) 多賀市民プラザ駐車場を利用する方で、市営駐車場駐車料金免除申請が済んでいる団体は、2時間減免を受けることができる。
- (2) 当番者に限り、複数回の利用を可とする。
但し、交流センターが発行する「当番者」名札を身につけること。

8 利用者の注意事項

- (1) パネル・机等の搬入・搬出時の注意
 - ・パネル・ポールを移動する際は、人や壁など周囲を確認し安全に配慮する。
 - ・パネル等は重いので、取り扱いには十分注意する。
 - ・ポール（3本束）を倉庫に収納する時は、跳ね返ってくることがあるので注意する。
- (2) ギャラリー脇倉庫の備品出し入れ
 - ・入口の間口が狭いので、上部と横幅に注意する。
 - ・机収納台車や机を移動する際は、2人以上で注意して移動する。
 - ・机の収納数量は、大型平置き台車は10台まで。
尚、積み込む際は同じ面どうしで重ねていく。
 - ・備品を戻す際は、出した場所と同じ場所に整理・整頓して収納する。
- (3) パネルの転倒防止対策
 - ・ギャラリーパネル組立時の注意事項（配布用）に基づき組立てる。
 - ・展示する作品等は、重さに注意して展示する。
- (4) スクリーン及び照明を必要とする場合は、事務所に依頼する。
- (5) セロテープ等小物品について
 - ・セロテープ・画鋏・筆記用具等予め必要な品物を検討の上持参する。
 - ・正面の窓ガラスにはセロテープ等で張り物をしない。
- (6) 展示品について
 - ・展示期間中の盗難及び破損等については、使用している団体が一切の責任を負う。
 - ・展示期間中は、作品等の安全のため、展示団体またはグループの受付担当者が立ち合いをする。
- (7) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは利用できない。

9 上記に定めのない事項等については、運営委員会において協議により決定する。

以上